

現段階で国から示されている基準

○毎時1マイクロシーベルト（中学校：地表面から1m 小学校、幼稚園：地表面から50cm）

「学校の校舎・校庭等の線量低減について」（文部科学省 8月26日）

学校において児童生徒等が受ける線量を原則年間1ミリシーベルト以下とし、これを達成するため、校庭・園庭の空間線量率について、児童生徒の行動パターン（通学日数200日、1日あたりの平均滞在時間6.5時間（うち屋内4.5時間、屋外2時間））を考慮し、毎時1マイクロシーベルト未満を目安とする。

○毎時0.23マイクロシーベルト（地表面から1m）

「放射性物質汚染対処特措法」（環境省 8月26日）

「除染に関する緊急実施基本方針」（政府 原子力災害対策本部 8月26日）

- ①推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを超える地域を中心にこれを下回ることを目指す
- ②推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを下回る地域でも効果的な除染を実施し、推定年間被ばく線量が1ミリシーベルトに近づくことを目指す
- ③学校、公園など子どもの生活圏の除染を優先し、子どもの推定年間被ばく線量が1ミリシーベルトを下回ることを目指す

那珂市における放射線低減の目安

【小中学校 幼稚園 保育所】

地表面から50cmの高さで、毎時0.23マイクロシーベルト以下を目安とする。

【公共施設】

地表面から1mの高さで、毎時0.23マイクロシーベルト以下を目安とする。

●年間1ミリシーベルトの指標について

国際放射線防護委員会（ICRP）勧告では、一般の人の年間積算線量の指標として、平常時は年間1ミリシーベルト以下としている。この指標値には、1）自然界から受けると言われている年間2.4ミリシーベルト（世界平均）の放射線量【大地からの放射線、宇宙からの放射線（宇宙線）、空気中からの放射線、摂取した食物からの放射線】 や 2）医療行為によって受ける放射線量【レントゲンやCTスキャンなどによる診断やがんの治療など医療現場で使われる放射線】は含まれていない。

●毎時0.23マイクロシーベルトの基準値を算出する考え方

環境省（第2回環境回復検討会における「除染特別地域・汚染重点調査の指定要件等の要素(案)」

年間1ミリシーベルトを、1時間あたりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられる。1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果のある木造家屋、低減係数：0.4）に16時間滞在するという生活パターンを仮定。

毎時0.19マイクロシーベルト ×（8時間 + 0.4 × 16時間） × 365日 = 年間1ミリシーベルト
この0.19に、自然放射線量0.04（環境省による国内平均値）を加算する。

毎時0.19マイクロシーベルト + 毎時0.04マイクロシーベルト

= 毎時0.23マイクロシーベルト